

1999年7月の図書館法改正案の国会審議における文部省、国会議員、日本図書館協会の考え方

春田 和男
(東京家政大学)

【要旨】

関係文献を基に、1999年3月に小渕恵三内閣が国会に提出した「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」の中の図書館法改正案について、国会でどのような審議が行われ、文部省、国会議員、日本図書館協会はどのような考え方を持っていたのかを明らかにし、当時の法制化について歴史的に考察した。その際、2008年の図書館法改正案の国会審議と適宜比較した。その結果、①図書館法改正案は、衆議院・参議院での審議を経て、原案どおり可決されていること、②文部大臣による国会答弁がないこと、③国会審議では、日本共産党のみが公立図書館長の司書資格要件の廃止に反対していること、④日本図書館協会は、常務理事会の承認後、法案審議の6日前に、慎重な審議と国庫補助金の復活を国会議員に要望していることが明らかになった。

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

社会教育法第9条第2項の規定を受けて、1950年に図書館法が制定された。図書館法の目的は、社会教育法の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、国民の教育と文化の進展に寄与することである(図書館法第1条・第2条)。図書館法はこれまでに22回改正されている¹⁾。

上記の改正のうち、本稿では、図書館法が地方分権改革の中で大きく改正された1999年に注目する。この法改正に至る経過は次のとおりである。1993年、衆議院と参議院の本会議で地方分権の推進を決議し、1995年5月に地方分権推進法が制定された。7月には総理府に地方分権推進委員会が設置され、翌年から、中間報告のほか、第4次までの勧告を内閣総理大臣に提出している。文部省(当時、以下同じ)関係では、1997年に次年度以降の図書館建設補助金が廃止されている。同年6月には、第4期生涯学習審議会(以下、「生涯審」という)が設置され、翌1998年3月に中間まとめを発表している。この間、日本図書館協会(以下、「日図協」という)は、地方分権推進委員会、文部省、生涯審に要望書を提出している。5月には橋本龍太郎内閣が「地方分権推進計画」を作成した。また、同月には生涯審社会教育分科審議会の計画部会に図書館専門委員会が設置され、9月には生涯審が答申を発表している。

翌1999年3月には、小渕恵三内閣が「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案」(以下、「地方分権一括法案」という)を第145回国会に提出した。地方分権一括法案は、関係する475本の法律の改正案をまとめたものである。文部省関係では21本の法律の改正案があり、この中に図書館法の改正事項が含まれている。国会審議の結果、

7月8日に地方分権一括法が成立し、16日に公布された²⁾。

本稿の目的は、地方分権一括法案の中の図書館法改正案について、国会でどのような審議が行われ、文部省、国会議員、日図協はどのような考え方を持っていたのかを明らかにし、当時の法制化について歴史的に考察することである。

(2) 先行文献の紹介と研究の意義

以下、本稿では、文献の執筆者や国会での発言者に個人名を記載する。敬称は省略する。個人名の後には、当時の所属を括弧に入れて付記する。また、同じ個人名を2回目以降も使用する場合には、姓のみを記載する。

西村一夫（松原市民図書館）は、『出版ニュース』1999年6月下旬号の記事で、地方分権一括法案の中の図書館法の改正事項の問題点を指摘している³⁾。酒川玲子（日図協）は、『LISN』100号（1999年9月）の記事で、この法改正に至る経過について、地方分権推進委員会の活動と日図協の対応を中心にまとめている⁴⁾。前田章夫（大阪府立中之島図書館）は、『図書館雑誌』1999年10月号⁵⁾と『図書館年鑑2000』⁶⁾の記事で、この法改正の内容を中心にまとめている。国会審議を正面から取り上げ、文部省、国会議員、日図協の相互関係を明らかにした研究は存在しない。

本研究の主たる意義は、当時の法制化過程の事実を解明することである。図書館法は、国会での審議・議決を得た後に改正される。仮に、図書館法の改正案が国会で原案どおり可決されたとしても、誰がどのような目的でその改正案を国会に提出したのか、国会でどのような審議が行われたのか、図書館関係者からの要望が国会審議でどの程度取り上げられているのかを明らかにすることは、今後の法改正の際に参考になると考えられる。

(3) 研究の方法

次の3つの研究課題を設定する。1)国会で地方分権一括法案が成立するまでにどのような経過を辿ったのか、2)日図協は国会議員にどのような要望を行ったのか、3)国会審議における論点は何か。関係文献を基に、各研究課題の答えを示した後、文部省、国会議員、日図協の考え方を整理し、当時の法制化について歴史的に考察する。

各考え方を整理するにあたっては、基本的に関係文献の内容を要約する形でまとめ、要約の作成に用いた箇所を注記する。また、歴史的な考察では、各研究課題で明らかになった内容の中から掘り下げて検討する点を、その内容の順序どおりに取り上げ、2008年の図書館法改正案の国会審議⁷⁾と適宜比較する。

(4) 論文の構成

本稿は7章からなる。第1章では、研究の背景と目的、先行文献の紹介と研究の意義、研究の方法、論文の構成について論じた。関係文献を基に、第2章では地方分権一括法案の提出前の日図協の取り組みを整理し、その後、上記の研究課題の順序どおり、第3章で地方分権一括法案の成立に至る経過、第4章で日図協から国会議員への要望内容、第5章で国会審議の内容を明らかにする。第6章では、研究結果をまとめた後、当時の法制化について歴史的に考察する。最後に、第7章で今後の課題を述べる。

2. 地方分権一括法案の提出前の日図協の取り組み

(1) 地方分権推進委員会の勧告への対応

1997年2月、日図協は、「図書館長の司書資格要件（図書館法第13条第3項）について」

を発表し、地方分権推進委員会に公立図書館長の司書資格要件の廃止について慎重な検討を要請した。その理由として、補助金の交付条件の変更に止まらず、図書館法に位置づけられていた館長の役割を否定することになることを挙げている⁸⁾。

この時期、日図協内の町村図書館活動推進委員会は、独自に「公立図書館施設整備費補助金の廃止ならびに図書館法第13条第3項の削除に対する見解」を発表している。公立図書館長の司書資格要件の実現を地方公共団体の判断に委ねているため、必置規制には当たらないと指摘している⁹⁾。必置規制とは、国が地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関もしくは施設、特別の資格もしくは職名を有する職員または附属機関を設置しなければならないものとするものである（地方分権推進法第5条）。

4月には、常務理事会が、地方分権推進委員会の勧告に対する運動を強化するため、「国の図書館政策に関する緊急対策会議」（以下、「緊急対策会議」という）を設置した¹⁰⁾。5月にはリーフレットの作成¹¹⁾や集会の開催¹²⁾、6月には「公立図書館長の司書資格要件と図書館建設等の財源確保を求める共同アピール」を行っている¹³⁾。しかし、7月に地方分権推進委員会が第2次勧告を内閣総理大臣に提出したことを受けて、日図協の運動が実らなかつたと受け止め、緊急対策会議を終了した¹⁴⁾。

(2) 国会議員への陳情活動

翌1998年8月の常務理事会では、図書館長・図書館職員の専門性等について、国会議員の関心と理解を促すために、各政党の文教関係議員、図書館員連盟その他幅広く議員に陳情活動をしてはどうかという意見が出され、了承されている¹⁵⁾。

3. 地方分権一括法案の成立に至る経過

(1) 地方分権一括法案の提出

小渕内閣は、1999年3月29日に地方分権一括法案を第145回国会に提出した。この法案の中に含まれている図書館法改正案の主な改正内容は、①国から第20条の規定による補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならないという規定の削除（第13条第3項）、②国から第20条の規定による補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低基準を文部省令で定めるという規定の削除（第19条、第21条）、③図書館協議会の委員を、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命するという規定への変更（第15条、第16条第2項）である¹⁶⁾。

(2) 衆議院における審議

衆議院では、5月13日に本会議が開かれ、野田毅自治大臣による地方分権一括法案の趣旨説明の後、質疑が行われている¹⁷⁾。18日には、行政改革に関する特別委員会（以下、「行革特別委員会」という）が開かれ、野田大臣が地方分権一括法案の提出理由とその内容の概要を説明している¹⁸⁾。

6月10日に開催された行革特別委員会では、春名直章委員（日本共産党）が必置規制の廃止の問題の一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止について言及している。質疑の終了後、地方分権一括法案の修正案が2つ提案されている。1つは、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による修正案（以下、「5党修正案」という）である。他の1つは、日本共産党の提案による修正案（以下、

「共産党修正案」という)である。採決の結果、共産党修正案が起立少数で否決された一方で、5党修正案が起立多数で議決された。その後、既述の5党が共同で法案に附帯決議を付すべきであるという動議を提出した。採決の結果、起立多数で地方分権一括法案に附帯決議を付すことになった。特に図書館法の改正に関わる内容は含まれていない¹⁹⁾。

翌11日には、本会議が開かれ、高鳥修委員長(自由民主党)が行革特別委員会における審査の経過と結果を報告している。その後、討論が行われ、春名議員は、日本共産党を代表して、地方分権一括法案と5党修正案に反対する一方で、鰐淵俊之議員(自由党)は、自由民主党、自由党を代表して、地方分権一括法案に賛成している。採決の結果、起立多数で、委員長報告のとおり修正議決された²⁰⁾。

(3) 参議院における審議

参議院では、6月14日に本会議が開かれ、野田大臣が地方分権一括法案の趣旨を説明した後、富樫練三議員(日本共産党)と小淵総理の間で、必置規制の廃止・縮小について質疑が行われている²¹⁾。15日には行財政改革・税制等に関する特別委員会(以下、「行革・税制等特別委員会」という)が開かれ、野田大臣がこの法案の趣旨を説明した²²⁾。

7月5日の行革・税制等特別委員会では公聴会が開かれ、小沢辰男公述人(武蔵大学名誉教授)が意見陳述の中で、公立図書館長の司書資格要件の廃止に言及している。その後、富樫委員と質疑が行われている²³⁾。8日の「行革・税制等特別委員会」では、富樫委員が日本共産党を代表して地方分権一括法案の修正動議を行うが、採決の結果、起立少数で否決された。次に、原案全部の採決が行われ、起立多数で可決された。その後、自由民主党、公明党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会および二院クラブ・自由連合の各会派の共同提案による附帯決議が提出され、起立多数で決議された。特に図書館法の改正に関わる内容は含まれていない²⁴⁾。

同日には本会議も開かれ、吉川芳雄委員長(自由民主党)が行革・税制等特別委員会における審議の経過及び結果を報告した。採決の結果、賛成210票、反対25票で可決した。日本共産党所属の国会議員が反対している²⁵⁾。

4. 日図協から国会議員への要望

(1) 国会議員に要望書を提出するまでの過程

日図協の常務理事会は、5月7日に、国会の各会派に要望書を提出することを決めた²⁶⁾。日図協の大学図書館部会選出の理事として代理で出席した二上一朗(一橋大学附属図書館)は、17日の理事会で、「図書館法改正についての要望のことについては報告だったが、もう少し理事会あるいは総会などの論議を経て関係方面に申し入れられるような仕組みなのか確認したい」と質問している。日図協の酒川事務局長は、「この件については常務理事会の承認を得た。国会の各会派、あるいは関係の団体などにも提出をしようと考えており、今日、ちょうど理事会なので報告をした」と回答している²⁷⁾。

6月11日の常務理事会では、衆議院の各党・各会派に要望書を提出したものの、国会開催中のため、国会議員と直接話すことができなかったことが報告されている²⁸⁾。

(2) 国会議員への要望内容

要望書の内容については、次のように要約することができる²⁹⁾。法案の内容は、地方分権の推進という立法主旨とは異なり、図書館振興の妨げになることが懸念される。

1) 図書館法改正案の内容への反対

公立図書館長の司書資格要件と司書の配置基準等を定めた図書館法の規定は、国庫補助金の交付要件であり、地方公共団体による図書館の運営方法を規制するものではない。

文部省の調査によると、司書資格を有する館長は、現在、全体の4分の1に過ぎず、司書は職員の半分以下という実態であり、図書館として機能する基盤が脆弱である。地方分権一括法案の中に含まれている図書館法改正案は、これをさらに助長することになる。

2) 国庫補助金の復活の要望

国庫補助金は、1998年度限りで廃止されている。このため、国庫補助金の交付要件を必置規制として廃止する根拠を失っている。また、公立図書館の現在の設置率は48%であり、ナショナル・ミニマムに達しているとはいえない中、補助金を廃止した。これは、国の責任を放棄したものと言わざるを得ない。ナショナル・ミニマムとは、『新自治用語辞典』改訂版を基に定義すると、国家がすべての国民に行う最低限の生活保障のことである³⁰⁾。公立図書館が全市町村に設置されるなど、より一層図書館の振興を図ることができるよう、地方分権一括法案の中に含まれている図書館法改正案の慎重な審議と是正を求める。

5. 国会審議の内容

(1) 衆議院

春名委員は、6月10日の行革特別委員会で、公立図書館長の司書資格要件の廃止について、今でも4分の1しか司書資格を持っていないのにそれをなくされたら大変困るという意見があることを紹介している。本当に必要な基準をしっかりと守っていくことが大事であると述べている。ただし、質問時間の終了直前の発言のため、質疑は行われていない³¹⁾。

この質疑の終了後、春名委員が共産党修正案の概要を説明している。提案趣旨の中で、地方分権一括法案を、「地方分権とは名ばかりの、地方自治体を国の強い統制下に置く地方統制法ともいふべきもの」とであると指摘した上で、公立図書館長の司書資格要件の廃止を行わないことを含む6点の地方分権一括法案の修正を提案している。その理由は示されていない。二沢淳委員、藤田幸久委員、佐藤茂樹委員、畠山健治郎委員は、それぞれ、自由民主党・自由党、民主党、公明党・改革クラブ、社会民主党・市民連合を代表して、共産党修正案に反対している。このうち、藤田委員は、共産党修正案の問題意識に共感できる部分があるものの、既述の提案趣旨が、所属政党の基本的な立場と異なると述べている³²⁾。

春名議員は、翌11日の本会議で、日本共産党を代表して、地方分権一括法案と5党修正案に反対の立場から討論している。この中で、公立図書館長の司書資格要件を緩和すると、住民サービスの後退につながりかねないと述べている。その一方で、鰐淵議員は、自由民主党・自由党を代表して、地方分権一括法案に賛成の立場から討論している。この中で、必置規制の廃止・緩和は、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・統合化を進めるために当然なものであると主張している。ただし、鰐淵議員の主張は一般論であり、公立図書館長の司書資格要件の廃止については具体的に言及していない³³⁾。

(2) 参議院

富樫議員は、6月14日の本会議で、日本共産党を代表して、必置規制の廃止・縮小の一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止を挙げ、行政サービスが後退するのではないかと指摘している。小淵総理は、必置規制の廃止・縮小の目的は、地方分権推進委員会

の勧告を踏まえ、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めることであり、これによって行政サービスが後退するようなことにはならないと述べている³⁴⁾。公立図書館長の司書資格要件の廃止については具体的に言及していない。

小沢公述人は、7月5日の行革・税制等特別委員会の公聴会で、地方分権一括法案では、自治体の自立性を尊重するという名目で、必置規制の廃止が提案されているが、ナショナル・ミニマムの水準保障の点から廃止が適当かどうか、少し丁寧に見ていく必要があると述べている。その一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止を挙げている。その際、日本図書館協会の要望の内容を紹介している。内容は日図協の要望であるため、小沢公述人は団体名を誤解していると考えられる。その後、富樫委員との質疑でも同様の意見を表明している³⁵⁾。

富樫委員は、8日の行革・税制等特別委員会で、日本共産党を代表して地方分権一括法案の修正動議を行い、この中で、公立図書館長の司書資格要件の廃止は行わないと述べている。その理由は示されていない。一方、星野朋市委員、藤井俊男委員、魚住裕一郎委員、日下部禰代子委員、菅川健三委員は、それぞれ、自由民主党・自由党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、参議院の会を代表して、地方分権一括法案に賛成し、日本共産党の修正動議に反対している。このうち、藤井委員は、衆議院議員で民主党所属の藤田委員と同様の考えを表明している³⁶⁾。

6. 研究結果のまとめと考察

(1) 地方分権一括法案の成立過程

小沢内閣は、1999年3月に地方分権一括法案を第145回国会に提出した。この法案の中に含まれている図書館法改正案の主な内容は、①公立図書館長の司書資格要件の廃止、②国から補助金の交付を受けるために必要な公立図書館の設置及び運営上の最低基準の廃止、③図書館協会の規定の見直しである。

衆議院では、5月13日の本会議で、野田大臣が地方分権一括法案の趣旨を説明した後、行革特別委員会で審議されている。行革特別委員会の開催回数は、公聴会を含めて14回である。6月10日開催の行革特別委員会では、地方分権一括法案の修正案として、5党修正案と共産党修正案の2つが提案されている。採決の結果、共産党修正案が起立少数で否決され、5党修正案が起立多数で可決された。ただし、附帯決議が付されている。翌11日の本会議では、採決が行われ、起立多数で、行革特別委員会の高鳥委員長の報告のとおり修正議決された。

参議院では、6月14日の本会議で、野田大臣が地方分権一括法案の趣旨説明の後、質疑が行われている。その後は、行革・税制等特別委員会で審議されている。行革・税制等特別委員会の開催回数は、公聴会を含めて11回である。7月8日の行革・税制等特別委員会では、富樫委員が日本共産党を代表して、地方分権一括法案の修正動議を行っているが、採決の結果、起立少数で否決された。その後、原案全部の採決が行われ、起立多数で可決された。ただし、附帯決議が付されている。同日には本会議も開かれて、採決が行われ、賛成多数で、行革・税制等特別委員会の吉川委員長の報告のとおり可決された。

(2) 日図協から国会議員への要望内容

日図協の常務理事会は、5月7日に国会の各会派に要望書を提出することを決めた。要

望の内容は次の2つである。1つは、既述の図書館法改正案の①と②への反対である。その理由として、ア) 国庫補助金の交付要件であり、地方公共団体による図書館の運営方法を規制するものではないこと、イ) 司書資格を有する館長は全体の4分の1、司書は職員のおおの半数以下というのが実態であり、この改正によって図書館として機能する基盤がさらに脆弱になるおそれがあることを挙げている。法改正案の③については言及されていない。

他の1つは、国庫補助金の復活の要望である。その理由として、公立図書館の現在の設置率が48%で、ナショナル・ミニマムに達しているとはいえないことを挙げている。全市町村に公立図書館が設置されることを求めている。

(3) 国会審議の経過

衆議院では、日本共産党所属の春名委員が、6月10日開催の最後の行革特別委員会と11日の本会議で、公立図書館長の司書資格要件の廃止に反対している。その理由として、1) 今でも4分の1しか司書資格を持っていない中で、この要件を廃止されたら大変困るといふ意見があること、2) 住民サービスの後退につながることを挙げている。その一方で、三沢委員、藤田委員、佐藤委員、畠山委員は、10日の行革特別委員会で、それぞれ、自由民主党、自由党、民主党、公明党・改革クラブ、社会民主党・市民連合を代表して、共産党修正案に反対している。その理由として、共産党修正案の提案趣旨が所属政党の基本的な立場と異なることを挙げている。ただし、公立図書館長の司書資格要件の廃止については具体的に言及していない。

参議院でも、日本共産党所属の富樫委員が、6月14日の本会議と7月8日の行革・税制等特別委員会で、公立図書館長の司書資格要件の廃止に反対している。その理由として、既述の2)を挙げている。このほか、小沢公述人が、ナショナル・ミニマムの水準保障の点から、公立図書館長の司書資格要件の廃止が適当かどうか、少し丁寧に見ていく必要があると述べている。その際、日図協による国会議員への要望書の内容を参考にしている。その一方で、小淵総理は、6月14日の本会議で、必置規制の廃止・縮小によって行政サービスが後退することにはならないと述べている。また、星野委員、藤井委員、魚住委員、日下部委員、菅川委員は、7月8日の行革・税制特別委員会で、それぞれ、自由民主党・自由党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、参議院の会を代表して、日本共産党の修正動議に反対している。その理由は、既述の衆議院の5党が挙げているものと同じである。ただし、公立図書館長の司書資格要件の廃止については、具体的に言及されていない。

以上から、国会審議では、必置規制の廃止の一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止が論点になっていることがわかる。

(4) 文部省、国会議員、日図協の考え方

文部省については、衆議院・参議院ともに、審議の中で、文部大臣による答弁の機会がない。

国会議員については、衆議院では春名議員、参議院では富樫議員が必置規制の廃止の一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止を取り上げて、反対している。『国会要覧』第15版をみると、両議員とも、日本共産党所属の当選1回の議員であることがわかる³⁷⁾。反対の理由は、ア) 司書有資格者が4分の1しかいない中で、この要件を廃止されたら困るといふ意見があること、イ) 行政サービスの後退につながりかねないことである。その一方

で、衆議院では自由民主党、自由党、民主党、公明党・改革クラブ、社会民主党・無所属クラブ、参議院では自由民主党・自由党、民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護憲連合、参議院の会が、地方分権一括法案に賛成している。ただし、公立図書館長の司書資格要件の廃止については具体的に言及していない。

日図協については、既述の図書館法改正案の①と②に反対している。反対の理由は、国庫補助金の交付要件で地方公共団体による図書館の運営方法を規制するものではないことと、日本共産党のア)の反対理由である。また、ナショナル・ミニマムに達していないため、国庫補助金の復活を要望している。図書館法改正案の③については、言及されていない。

(5) 考察

次の五点が挙げられる。第一に、2008年の図書館法改正案の国会審議と比べて、十分な審議が行われていない。1999年7月の図書館法改正案の国会審議では、特定の政党に所属する当選1回の国会議員2名が、必置規制の廃止の一例として、公立図書館長の司書資格要件の廃止を取り上げて反対しているだけである。また、文部大臣による国会答弁がなく、委員会に参考人として図書館の専門家が呼ばれることもない。これは、社会教育3法だけでなく、475本の関係法律を一括で審議したためであろう。

第二に、地方分権一括法案の提出前の日図協の見解と、日図協から国会議員への要望内容には共通点が多い。ただ、日図協として、国会議員にどのような要望をするのかについて、会員の間で議論が行われていない。この点について、大学図書館部会選出の理事の代理が理事会で質問し、事務局長は常務理事会の承認を経ていると回答している。日図協では、2008年の図書館法改正案の国会審議の時にも、会員による議論が行われていない。常務理事ではなく、日図協から国会議員への要望であるため、要望書を提出する前に、会員の声を聞く機会が必要であろう。

第三に、1999年7月の図書館法改正案の国会審議では、日本共産党所属の国会議員のほか、公述人として出席した、主に地方財政が専門の経済学者が、日図協の要望書の内容の一部を取り入れて発言している³⁹⁾。多くの政党は地方分権一括法案に賛成であるのに対し、日本共産党はこの法案に反対するという構図になった。このため、日図協の要望内容を実現することが難しい状況にあったといえる。2008年の図書館法改正案の国会審議では、自由民主党や民主党などに所属する議員も発言していた。日図協からの要望を実現するには、幅広い政党への働きかけが必要である。

第四に、1998年8月の常務理事会で、国会議員に幅広く陳情活動をすることが了承されていたものの、日図協から国会議員に要望する時期が遅い。要望したのは、衆議院で地方分権一括法案の審議が始まる6日前のことで、国会議員は、十分に検討する時間がなかったと考えられる。衆議院では、最後の14回目の行革特別委員会で、公立図書館長の司書資格要件が初めて例示されている。日図協の常務理事会でも、要望書を提出したものの、国会議員と直接話をするができなかったことが報告されている。時間的な余裕をもって国会議員に要望する必要がある。

第五に、参議院での審議の中で、日図協から国会議員への要望内容を参考にしながら、経済学者が「ナショナル・ミニマム」に言及していた。この関連用語に「シビル・ミニマム」と「ローカル・オプティマム」がある。「シビル・ミニマム」とは、『新自治用語辞典』改訂版を基に定義すると、市民生活を営むための最低基準のことである。「ナショナル・ミ

ニマムが全国的レベルでの中央政府の政策課題を提示したのに対して、シビル・ミニマムは地域的なレベルでの地方公共団体の政策基準の設定を意図したものである³⁹⁾。「ローカル・オブティマム」とは、2000年代に入ってから地方分権改革推進会議の報告書によると、「地方の自己決定と限られた資源の有効な利用を妨げている、地方に対する国の種々の関与・規制や補助金等による関与を縮減・廃止し、各地域において、住民のニーズに応じた最適の政策の形成や統合が可能になるような状態」のことである⁴⁰⁾。この3つの概念をめぐって、地域における図書館のあり方を考えていく必要がある。

7. おわりに

本稿では、関係文献を基に、1999年7月の図書館法改正案について、国会でどのような審議が行われ、文部省、国会議員、日図協はどのような考え方を持っていたのかを明らかにし、2008年の図書館法改正案の国会審議と適宜比較しながら、当時の法制化について歴史的に考察した。本稿では、各政党がどのような図書館政策を持っていたのかを明らかにすることができなかった。今後の研究課題にしたい。

謝辞

本研究を進めるにあたって、筑波大学名誉教授の葉袋秀樹先生からご指導とご助言をいただきました。また、査読者の方々からは大変貴重なご助言をいただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

注記・引用文献

- 1) 「図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）」（国立国会図書館『日本法令索引』<https://hourei.ndl.go.jp/#/detail?lawId=0000042474&searchDiv=1¤t=3>、2020年8月21日参照）
- 2) 春田和男、葉袋秀樹「図書館法改正（1999年7月）をめぐる議論と日本図書館協会の対応に関する考察」（『日本生涯教育学会論集』38、pp.21-30、2017.9）
- 3) 西村一夫「図書館法改正の問題点：図書館長は司書の資格がなくてもいいのか」（『出版ニュース』1838、pp.6-9、1999.6）
- 4) 酒川玲子「図書館法改正とこれからの図書館：法改正の経緯を中心に」（『LISN』100、pp.5-9、1999.9）
- 5) 前田章夫「地方分権推進一括法の成立と図書館法の改正」（『図書館雑誌』93(10)、pp.834-835、1999.10）
- 6) 前田章夫「地方分権の発想と図書館法の『改正』」（『図書館年鑑2000』社団法人日本図書館協会図書館年鑑編集委員会編 日本図書館協会、2000、pp.244-249）
- 7) 春田和男、葉袋秀樹「2008年の図書館法改正案の国会審議における文部科学省、国会議員、日本図書館協会の考え方」（『日本生涯教育学会論集』40、pp.13-22、2019.9）
- 8) (社)日本図書館協会「図書館長の司書資格要件（図書館法第13条第3項）について」（『図書館雑誌』91(4)、pp.278-279、1997.4）
- 9) JLA 町村図書館活動推進委員会「公立図書館施設整備費補助金の廃止ならびに図書館法第13条3項の削除に対する見解」（『図書館雑誌』91(5)、pp.339-342、1997.5）
- 10) 「日図協「国の図書館政策に関する緊急対策会議」を発足：地方分権推進委報告に対する運動を強化」（『図書館雑誌』91(5)、p.301、1997.5）
- 11) 国の図書館政策に関する緊急対策会議編『ほんものの図書館を！：司書館長の確保と財源の保障を求めます』日本図書館協会、1997、11p.
- 12) 国の図書館政策に関する緊急対策会議「図書館振興を考える5.27集会：地方分権と図書館」（『図書館雑誌』91(7)、pp.533-535、1997.7）
- 13) 「図書館長の司書有資格要件と図書館建設などの財源の確保を求めます：図書館振興のための共同アピール」（『図書館雑誌』91(7)、p.532、1997.7）
- 14) 「「国の図書館政策に関する緊急対策会議」の終了について（報告）」（『図書館雑誌』91(10)、p.887、

1997.10)

- 15) 「協会通信」（『図書館雑誌』92(9)、pp.824-827、1998.9）p.825
- 16) 「第145回国会 衆議院会議録 第37号」（官報(号外)）（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114505254X03719990611>、2020年4月15日参照）pp.1-2、4-5、67.
- 17) 「第145回国会 衆議院会議録 第29号」（官報(号外)）（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114505254X02919990513>、2020年4月15日参照）pp.2-17
- 18) 「第145回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第2号（その1）」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114504278X00219990518>、2020年4月15日参照）pp.2-3
- 19) 「第145回国会 衆議院 行政改革に関する特別委員会会議録 第14号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114504278X01419990610>、2020年4月15日参照）p.23、25-29
- 20) 前掲16)の文献、pp.1-4
- 21) 「第145回国会 参議院会議録 第29号」（官報(号外)）（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114515254X02919990614>、2020年4月15日参照）p.1、6-8
- 22) 「第145回国会 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第3号（その1）」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114514269X00319990615>、2020年4月15日参照）pp.2-3
- 23) 「第145回国会 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会公聴会会議録第1号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114514270X00119990705>、2020年4月15日参照）pp.6-7、14-15
- 24) 「第145回国会 参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第11号」（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114514269X01119990708>、2020年4月15日参照）pp.16-19
- 25) 「第145回国会 参議院会議録第34号(その1)」（官報(号外)）（国立国会図書館『国会会議録検索システム』<https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/114515254X03419990708>、2020年4月15日参照）pp.1-5、9-10
- 26) 「日図協、図書館法改正案について要望提出」（『図書館雑誌』93(6)、p.429、1999.6）
- 27) 「社団法人日本図書館協会 1999年度理事（懇談）会議事録」（『図書館雑誌』93(8)、pp.665-670、1999.8）p.665.
- 28) 「協会通信」（『図書館雑誌』93(7)、pp.581-587、1999.7）pp.581-582
- 29) 社団法人日本図書館協会「図書館法改正案（地方分権推進一括法案）について、慎重な審議を行い、図書館振興をいっそう図ることができるよう要望いたします」（『図書館雑誌』93(6)、p.429、1999.6）
- 30) 新自治用語辞典編集会編『新自治用語辞典』改訂版、ぎょうせい、2012、p.744.
- 31) 前掲19)の文献、p.23
- 32) 前掲19)の文献、pp.25-29
- 33) 前掲16)の文献、pp.1-4
- 34) 前掲21)の文献、pp.6-8
- 35) 前掲23)の文献、pp.6-7、14-15
- 36) 前掲24)の文献、pp.16-19
- 37) 『国会要覧』第15版、国政情報センター、1999、p.151、225
- 38) 「小沢辰男教授 経歴・著書・文献目録」（『武蔵大学論集』39(4~6)、pp.173-195、1992.3）
- 39) 前掲30)の文献、pp.418-419
- 40) 『事務・事業の在り方に関する意見―自主・自立の地域社会をめざして―』地方分権改革推進会議、2002.10、p.3。（内閣府「地方分権アーカイブ」<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/021030iken.pdf>、2020年10月2日参照）